

船舶事故等調査報告書

平成21年1月29日  
運輸安全委員会(海事専門部会)議決

事故等番号	2008仙第16号	
事故等名	貨物船第六英和丸乗揚	
発生年月日時刻	平成20年7月7日 07時20分ごろ	
発生場所	新潟県姫川港東北東方約1kmの護岸工事現場	
事故等調査の経過	調査の概要:平成20年10月1日仙台・地方事故調査官が海難報告書を精査 原因関係者からの意見聴取:意見なし	
認定した事実 船種・船名・総トン数 船舶番号 船舶所有者	貨物船第六英和丸 455トン 133554 須賀海運有限会社	
乗組員等に関する情報	船長 五級海技士(航海)	
負傷者	負傷者なし	
損傷	プロペラの曲損	
事故等の経過	本船は、新潟県糸魚川海岸災害復旧護岸工事の海上作業のため、山形県酒田港において捨石約900m <sup>3</sup> を積載し、船首3.20m船尾4.50mの喫水をもって、同港を離岸出港し、糸魚川市の護岸工事現場に到着して作業を行っていたところ、平成20年7月5日07時20分ごろ、風波の影響を受けて流され、船尾が海図W1027に記載の水深約3mの潜堤に接触し、点検したところ機関に多少の振動があったが、航行に支障はなかった。 当時、天候は曇で、風力3の北西風が吹き、潮候はほぼ高潮時であった。	
事実を認定した理由	気象・海象の関与 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 判明した事項の解析	あり あり なし 本船が、災害復旧護岸工事現場で錨泊する際、錨鎖を十分に伸出するなりケッジアンカーを利用するなどの風波に対する圧流防止措置が十分に行われていなかった可能性があると考えられる。
原因	本事故は、本船が災害復旧護岸工事現場で船固めのために錨泊する際、風波に対する圧流防止措置を十分に行っていなかったため、潜堤に乗り揚げたことにより発生した可能性があると考えられる。	
その他の事項	なし	